

## 福井県少年指導委員運営規程

平成18年8月10日  
福井県公安委員会規程第12号

改正

平成28年2月25日公委会規程第2号 平成28年3月18日公委会規程第6号 平成31年3月4日公委会規程第1号  
令和4年3月18日公委会規程第5号 令和4年12月19日公委会規程第22号 令和5年3月9日公委会規程第4号

福井県少年指導委員運営規程を次のように定める。

福井県少年指導委員運営規程

福井県少年指導委員運営規程（平成11年福井県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う福井県少年指導委員（以下「少年指導委員」という。）の委嘱及び解職の手續並びに少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づく運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動区域）

第2条 規則第2条第1項の規定する少年指導委員の活動区域及び活動区域ごとに委嘱して配置する人員は、別表第1に掲げるとおりとする。

（定数）

第3条 少年指導委員の定数は、50人を超えないものとする。

（推薦及び審査）

第4条 第2条の少年指導委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）は、当該活動区域又はその周辺に居住し、勤務する等、当該活動区域の実情に精通しており、かつ、法第38条第1項各号に規定する要件を満たしている者のうちから少年指導委員の適任者を選出し、少年指導委員推薦書（様式第1号）により、福井県警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人安課長」という。）を経由して福井県警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。この場合において、所轄署長は、当該活動区域における関係機関、団体及び区域住民の意見を尊重しなければならない。

2 本部長は、前項により推薦のあった者について、別表第2「少年指導委員の委嘱（選考）基準」に従い審査するものとする。

（委嘱）

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定による本部長の行う審査に適合した者のうちから少年指導委員を委嘱するものとする。

- 少年指導委員の委嘱は、委嘱状（様式第2号）を交付して行うものとする。
- 前条の規定は、再委嘱する場合について準用する。

4 公安委員会は、少年指導委員を委嘱したときは、速やかに当該少年指導委員の連絡先、氏名及び活動区域を福井県報に登載して公示するものとする。

(任期)

第6条 少年指導委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任することを妨げない。少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 少年指導委員は、法第38条第2項及び規則第4条の規定により、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。以下同じ。）に関し、次の各号に掲げる活動を職務とするものとする。

- (1) 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは無店舗型性風俗特殊営業（以下「派遣型ファッションヘルス」という。）の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うこと。
- (2) 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。
- (3) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。
- (4) 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。
- (5) 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行う活動を行うこと。
- (6) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広報及び啓発をする活動を行うこと。

(基本的心構え)

第8条 少年指導委員は、前条に規定する職務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神を持って、その職務を遂行すること。
- (2) 常に、人格識見の向上並びに職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めること。
- (3) 活動を行うに当たっては、みだりに関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意すること。
- (4) 活動を行うに当たっては、福井県風俗環境浄化協会等の関係機関及び団体との連絡を密にするとともに、相互に協力して実効のある活動を行うよう努めること。
- (5) 職務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、少年指導委員を退いたとき、又は解嘱された後においても同様とする。

(6) 活動に当たっては、関係者の動作に注意し、攻撃を誘発するような言葉を慎み、危害防止のため、相手方の人数、位置及び場所について十分配慮すること。

(身分証明書等の交付)

第9条 公安委員会は、少年指導委員に対し、その身分を示すため、規則別記様式に定める少年指導委員証を交付するものとする。

2 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、前項の少年指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(名簿の備付け)

第10条 本部長は、少年指導委員名簿(様式第3号)を備え付け、少年指導委員の委嘱及び解嘱の状況を明らかにしておかなければならない。

(活動要領)

第11条 少年指導委員は、第7条に規定する職務を遂行するときは、次の各号により活動しなければならない。

(1) 第7条第1号に規定する活動(以下「少年補導活動」という。)は、原則として毎月1回以上行い、1回の活動時間はおおむね2時間程度とする。この場合において、人数は複数人で活動するものとする。

(2) 第7条第2号に規定する活動(以下「協力要請活動」という。)は、少年補導活動において風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に有害な影響を及ぼす行為をしないように協力を要請するものとする。

(3) 第7条第3号に規定する活動(以下「支援活動」という。)は、被害を受けた少年に対し、再び被害を受けることを防止するための助言・指導、少年の保護者への連絡及び被害少年を支援することができる機関又は団体等の紹介をするものとする。

(4) 第7条第4号に規定する活動(以下「参加協力活動」という。)は、地方公共団体の施策や民間団体への活動に参加し、又は参加の意思を有する者を募るものとする。

(5) 第7条第5号及び第6号に規定する活動(以下「相談・広報・啓発活動」という。)は、少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行い、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広報及び啓発をする活動をするものとする。

第12条 削除

(活動の記録)

第13条 少年指導委員は、少年補導活動、協力要請活動、支援活動、参加協力活動及び相談・広報・啓発活動を行ったときは、少年指導委員活動記録簿(様式第5号)に、その都度記録するとともに、その状況を1月ごとに所轄署長に提出するものとする。

(研修及び指導)

第14条 法第38条第5項の研修(以下「少年指導委員研修」という。)の種別は、定期研修及び委嘱時研修とする。

2 定期研修は、すべての少年指導委員を対象におおむね1年ごとに1回、委嘱時研修は新たに委嘱された少年指導委員を対象に委嘱後、速やかにそれぞれ行うものとする。

3 少年指導委員研修は、別表第3の左欄に掲げる少年指導委員研修の種別の区分に従い、

それぞれ同表の中欄に定める研修事項について、同表の右欄に定める研修時間行うものとする。

(解嘱の手續)

第15条 所轄署長は、少年指導委員が法第38条第6項各号に規定する解嘱事由(以下「解嘱事由」という。)のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに、その事実を明らかにして、少年指導委員解嘱上申書(様式第6号)により、人安課長を経由して本部長に上申しなければならない。

2 本部長は、前項により上申を受けたときは、速やかに、解嘱事由に該当する事実の有無を調査し、その結果を公安委員会に報告するものとする。

3 公安委員会は、前項の調査結果の報告に基づき少年指導委員が解嘱事由に該当することが明らかとなったときは、規則第8条の規定に基づき、弁明を聴くための期日、場所及び解嘱の理由を、解嘱通知書(様式第7号)により、当該期日の2週間前までに当該少年指導委員に対して通知しなければならない。

4 少年指導委員の解嘱は、前項の手續を経た後、解嘱状(様式第8号)を交付して行うものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるとき、又は前項の通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、弁明の機会を与えないで解嘱するものとする。

5 所轄署長は、少年指導委員からその任期中に辞職の申出を受けた場合は、少年指導委員辞職承認願(副申)(様式第9号)に当該少年指導委員からの辞職願を添えて、人安課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

6 前項の上申を受けた公安委員会は、その辞職を承認するときには当該少年指導委員に対し、解嘱状(様式第10号)を交付して解嘱するものとする。

7 少年指導委員は、その任期が満了したとき、又は解嘱されたときは、第9条第1項の規定により交付を受けた少年指導委員証を公安委員会に返納しなければならない。

(立入り)

第16条 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、少年指導委員に次の各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

(1) 風俗営業の営業所

(2) 店舗型性風俗特殊営業の営業所

(3) 派遣型ファッションヘルス営業の事務所、受付所又は待機所

(4) 店舗型電話異性紹介営業の営業所

(5) 特定遊興飲食店営業の営業所

(6) 法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所

(7) 前各号に掲げるもののほか、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所(深夜において営業しているものに限る。)

2 公安委員会は、前項の規定による立入りをさせるときは、少年指導委員に対し、当該立入りの場所、立入りを実施すべき地域、立入りを実施すべき期日又は期間及び立入り

を実施するに当たっての留意事項について、立入り指示書（様式第11号）により指示するものとする。

3 少年指導委員は、前項の指示に従い第1項の規定による立入りをしたときは、立入りを実施した営業所の名称及び所在地、立入りを実施した日時、立入りを実施した結果その他参考となるべき事項について、立入り実施結果報告書（様式第12号）により公安委員会に報告するものとする。

4 少年指導委員は、立入りを行うに当たっては、少年指導委員証を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

（公務災害補償）

第17条 少年指導委員がその職務を行うに当たり災害を受けたときは、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福井県条例第33号）の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成18年8月10日から施行する。

附 則（平成28年2月25日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日福井県公安委員会規程第6号）

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成31年3月4日福井県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日福井県公安委員会規程第22号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日福井県公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年3月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

配置警察署	活動区域	配置人員
福井警察署	福井警察署管内	15人
福井南警察署	福井南警察署管内	4人
大野警察署	大野警察署管内	2人
勝山警察署	勝山警察署管内	2人
あわら警察署	あわら警察署管内	2人
坂井警察署	坂井警察署管内	3人
坂井西警察署	坂井西警察署管内	2人
鯖江警察署	鯖江警察署管内	5人
越前警察署	越前警察署管内	5人
敦賀警察署	敦賀警察署管内	7人
小浜警察署	小浜警察署管内	3人
合計		50人

別表第 2 (第 4 条関係)

少年指導委員の委嘱(選考)基準

法の資格要件 (法第 38 条第 1 項)	基本的な考え方	留意事項
1 人格及び行動について、社会的信望を有すること。	(1) 地域住民の信頼がある(例、地域の篤志家のような人)。 (2) 法第 4 条第 1 項各号(許可の基準)に抵触する者は除外する。 (3) 活動区域内又はその周辺に居住若しくは勤務する者を選考する。	現に風俗営業及び性風俗特殊営業等を行っている者は、避ける。
2 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。	(1) 少年に対する深い愛情と理解を持っている。 (2) 活動に対する旺盛な熱意と使命感を持っている。 (3) 自主(自発)的に活動できる時間的余裕を持っている。 (4) 他の役職を数多く兼務しているなど活動が消極的になりそうな者は避ける。	(1) 少年指導に関し、ある程度の技術を持っている者が望ましい。 (2) 関係業者に対し、指導、説得の能力を持っている者が望ましい。
3 生活が安定していること。	経済的に安定しているだけでなく、家庭的にも円満で安定している。	
4 健康で活動力を有すること。	身体的、肉体的に活動に支障を来しそうな者は避ける。	2～3 人一組で月 1 回以上活動するので、相互の協調精神も必要である。

別表第3（第14条関係）

少年指導委員 研修の種別	研 修 事 項	研修時間
定期研修	1 少年非行及び風俗環境の状況に関すること。 2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。 3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること。	4時間以上 5時間以下
委嘱時研修	1 定期研修の項中研修事項の欄に定める研修事項（次号に定めるものを除く。） 2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行し、又は法第38条の2第1項の規定による立入りを実施するために必要な法令の知識に関すること。	5時間以上 7時間以下

別記様式省略